

里山整備支援事業補助金等取扱要領

令和元年7月1日決定

(目的)

第1条 この要領は、「経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱」(以下「要綱」という。)別表1「里山整備支援事業」について、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画書)

第2条 補助金の交付を受けようとする団体は、第4条に規定する補助金の交付の申請の前に、3箇年(初めて補助金の交付を受けようとする年度から2年を経過する日が属する年度まで)の事業計画に基づく次に掲げる書類を提出しなければならない。

ただし、過年度より事業に取り組んでいる団体については初めて補助金の交付を受けてからの3箇年の内残りの年度に係る事業計画書を提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 事業費内訳書(様式第2号)
 - (3) 森林所有者との協定書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の書類を受理したときは、第9条に基づく審査を行った上で、事業採択の適否について事業計画書の提出のあった団体に通知する。

(事業計画内容の変更)

第3条 前条第2項により事業採択の通知を受けた後、補助金の交付を受けようとする団体が、交付の申請をする前に、採択された事業計画の内容を変更するときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更届(様式第3号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に関わらず、本市と協議を行なった結果、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は軽微な変更として取り扱い、前項に掲げる書類の提出を省略できるものとする。
- (1) 補助対象経費の20%以内の減額変更をする場合。ただし、20%を超える金額の変更があった場合でも、事業採択の通知を受けた事業実施内容(経費面ではなく、取組面を指す。)に重要な変更がなく、20%を超える変更理由が「事業採択の通知を受けた後に実施する見積合わせ」等による場合は、軽微な変更として取り扱うことができる。
 - (2) 補助事業等の目的に影響を及ぼさない範囲の、原材料等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更等を行う場合。
- 3 市長は、本条第1項に掲げる書類を受理したときは、第9条に基づく審査を行った上、その内容の適否について事業計画変更届の提出のあった団体に通知する。

(交付の申請)

第4条 第2条第2項による事業採択の通知ならびに前条第3項による事業計画変更承認の通知を受け、補助金の交付を受けようとする団体が、「神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市長決定 規則第38号)」(以下「補助金規則」という。)第5条第1項に基づき交付の申請をするときは、第2条第1項に定める書類(事業計画内容を変更した場合は前条第1項に定める書類)の他、次に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(要綱第4条別表2様式第1号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 事業対象者が補助金の交付を申請できる事業は年間1事業に限る。
- 3 1事業に対する補助金の交付の申請は3箇年(初めて補助金の交付の申請を行った年度から2年を経過する日が属する年度まで)を限度として可能とする。ただし、

補助額の合計は要綱で定める補助額上限を超えないものとする。

- 4 年度当初の事業計画書審査会に上程された事業計画書に事前着手する旨が記載され、かつその内容に適合する当該年度に行った事業に要した経費については、交付決定前であっても、補助の対象とすることができる。
- 5 本補助金の交付を受けた団体が、当該事業地において3箇年以上（補助事業等に着手した日から2年を経過する日が属する年度の末日以降まで）適切に活動を継続したことが確認できた場合、新たな事業地について補助金の交付の申請を行うことができる。

（交付の時期等）

第5条 補助金規則第18条第2項により支払可能な概算払の限度額は、補助金交付決定額の2/3以内とする。

（事業対象者）

第6条 要綱に定める事業対象者は、以下の条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 森林整備等の活動を自発的に実施する里づくり協議会、自治会等地域住民団体、森林ボランティア団体等。
- (2) 森林所有者との協定により、3箇年以上（補助事業等に着手する日から2年を経過する日が属する年度の末日以降まで）の森林を整備する権利を取得していること。
- (3) 規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること。

（対象事業地）

第7条 現地における実測、または縮尺の明らかな図面を用いて算定された森林の面積を対象事業地の面積とする。

- 2 事業完了後も森林等として概ね5年間は適切に管理することとし、開発行為等が行われた場合は、補助金規則第19条第1項に基づき、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（協定）

第8条 本補助金の交付を受けようとする団体は、3箇年以上（補助事業等に着手する日から2年を経過する日が属する年度の末日以降まで）活動を継続するものとし、事業が円滑に実施できるよう、森林所有者との間で協定を締結するものとする。

- 2 対象事業地が市街化区域内の場合、前項の協定期間は締結日から5箇年以上（補助事業等に着手する日から4年を経過する日が属する年度の末日以降まで）とし、森林所有者が協定期間中に開発行為等を行わない旨の記載をすること。

（事業計画書審査会等）

第9条 第2条第2項の事業採択の適否については、事業計画書審査会（以下「審査会」という。）に諮り決定する。

- 2 審査会は、農政事業全般の見地から広く意見を求めて、里山整備支援事業に関する事業計画書の採択の適否を決定することを目的とする。
- 3 審査会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 経済観光局農政計画課課長（農政企画担当）
 - (2) 経済観光局農政計画課課長（農林土木担当）
 - (3) 経済観光局農水産課課長
 - (4) 経済観光局西農業振興センター所長
 - (5) 経済観光局北農業振興センター所長
- 4 審査会は、以下の方法をもって行う。
 - (1) 審査会においては、事業内容が補助金規則及び要綱を遵守し、里山整備の推進に寄与し得るか否かの視点から、審査を行う。
 - (2) 年度当初に提出された事業計画書に対しては、審査会を開催する。
 - (3) 年度当初に提出された事業計画書において年度予算に達しない場合等、年度途中に追加提出があった事業計画書、事業計画変更届の提出があった場合に対しては、持ち回り審査を行うことができる。

(4) 事業計画書に対しては、以下により審査する。

- ① 審査会委員は、審査会において別表の評価票に従って採点し、審査会委員全員の合計点数を持って、事業計画書の順位を決定する。
- ② 順位の高い事業計画書から順に、予算の範囲内で採択を行う。
- ③ 審査会委員の採点する評価票において、審査会委員1人以上の評価点数が40点未満の場合は採択をしない。
- ④ ただし、予算が超過しない場合に限り、①、②、③によらず、事業趣旨に適合しているかなどの視点から、点数評価を行わずに内容を審査し適否を決定することができる。
- ⑤ ④による審査において、審査会委員1人以上が「否」とした場合は、採択をしない。

(5) 審査会に先立ち森林整備に関する専門家の意見を聴取し、その意見を添えて審査会に諮ることができる。

(実績報告書の提出)

第10条 本補助金の交付を受けた団体が、補助金規則第15条第1項に基づき実績報告書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後20日を経過する日又は2月15日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(要綱第4条別表2様式第6号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(管理状況報告)

第11条 本補助金の交付を受けた団体は、初めて補助金の交付を受けた年度の翌年度から2年間、森林整備の状況や本事業で導入した機材等の管理状況について、管理状況等報告書(様式第4号)を各年度末までに提出しなければならない。提出がない場合、翌年度以降の交付の申請は行えないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年2月28日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和6年4月1日から施行する。